

平成 25 年 3 月 4 日

株式会社 十八銀行

## 【重要】ATMコーナーにおける不審な機器等にご注意ください

最近、東京都内に設置されている他行のATMおよびコンビニATMにおいて、カード挿入口にスキミング装置を装着のうえ、周辺に小型カメラを設置して、ご利用のお客さまのキャッシュカードの磁気データや暗証番号などの情報を不正に取得される事案が発生しています。

ATM周辺の不審な機器などにお気づきの場合は、当行の職員にお知らせいただくか、ATMに設置されているインターホンでご連絡いただきますよう、お願い申し上げます。

また、万一、身に覚えのない預金払い出しなどにお気づきの場合は、直ちに最寄りの十八銀行店舗までご連絡いただきますよう、お願い申し上げます。

金融犯罪の番犬「BANK-KEN」の  
金融犯罪にご用心!

### ATM周辺の不審な機器 (特にカード挿入口) に、ご注意!

キャッシュカードを偽造し、お客さまの  
預金を不正に引き出す犯罪が発生しており、  
ATMコーナーの警戒を強化しています。

**手口 (スキミング)**

- ・カードの磁気情報を読み取ることのできる機器をATMのカード挿入口に取り付け、お客さまの口座情報等を盗み取ります。
- ・小型カメラを、カメラとはわからないようにATM周辺に取り付け、お客さまのATM操作時の様子を撮影し、暗証番号を盗み取ります。

**お客さまへのお願い**

- ・ATMのカード挿入口やATM周辺での不審な機器にご注意ください。万一、発見された場合には、銀行員にお知らせいただくか、ATMに設置の電話でご連絡ください。

JBA 一般社団法人 全国銀行協会

【本件に関するお問い合わせ先】

最寄りの十八銀行の本支店窓口まで、お問い合わせください。